

市県民税の申告・所得税及び復興特別所得税の確定申告

確定申告は期限内に!!

申告期間

2月10日(水)～3月15日(月)

八街市役所の申告受付期間・会場

市役所では、市県民税と簡易な所得税及び復興特別所得税の申告相談を受け付けます。

申告期間中は、新型コロナウイルス感染拡大の状況により受付方法などを変更する場合があります。

例年、自書申告コーナーを設けていましたが、今年から廃止とします。申告会場に簡易的な作成スペースを設けますが、職員によるアドバイスは行いませんので、ご自身で作成できる方はご利用ください。

申告期間 2月10日(水)～3月15日(月)
(土曜・日曜日、祝日を除きますが、3月7日(日)は受け付けします)

開場 午前8時30分
受付 午前9時～正午・午後1時～3時
閉場 午後4時(提出のみは午後4時まで)

申告会場 市役所第4庁舎1階 第4会議室

受付方法
受付表に氏名などを記入した後、番号札をお渡しします。受付後すぐに相談を受けられない方には、おおよその時間をお伝えします。受付時間内でも、混雑状況により閉場時間午後4時に合わせて受け付けを終了します。会場内に待合席を用意していますが、3密を避けるため席数を少なくしています。長時間会場内でお待ちにならないようご協力をお願いします。

市役所で申告できるもの

<市県民税の申告>

令和3年1月1日現在、市内在住の方で確定申告は不要でも、令和2年中に次のような所得のあった場合は、市県民税の申告をします。

- ・事業所得があった。
- ・給与所得者で、勤務先が給与支払報告書を市

- 役所に提出していない。
 - ・給与所得以外に所得があった。
 - ・公的年金所得以外に所得があった。
 - ・公的年金受給者で医療費控除や生命保険料控除を受けたい。また、扶養控除を新たに追加したい。
 - ・市内に住んでいないが、令和3年1月1日現在で事務所、事業所、家屋敷が市内にあった。
 - ・所得がなかった方で、誰の扶養にもなっていない、または別世帯、市外の方の扶養になっている。
 - ・上場株式などに係る配当所得などで、市県民税の計算で異なる課税方式を選択する。
- ※ご自身で確定申告する場合や、勤務先が市役所に給与支払報告書を提出している場合は、申告をする必要はありません。
- ※この申告は令和3年度の市県民税の課税資料となるほか、国民健康保険税や介護保険料の算定基礎となりますので、収入がない場合でも申告をお願いします。
- ※申告の必要な方が未申告ですと、高等学校等就学支援金制度の申請や資金融資などを受けたいときに必要な税務証明は発行できません。
- ※申告書などを提出する際に、控えが必要な方は、必ずその場で申し出てください。後日、交付することはできません。

年金所得者の方へ

公的年金収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告をする必要はありませんが、所得税及び復興特別所得税が還付となる方は、確定申告をすることで還付されます。ただし、市県民税の計算で扶養控除や生命保険料控除などを追加したい、また医療費控除や生命保険料控除などを受ける場合は、市県民税の申告が必要です。

課税課 ☎ 4 4 3 - 1 1 1 6

成田税務署の申告受付期間・会場

成田税務署では、イオンモール成田において令和2年分の所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税、贈与税の申告書作成と提出ができます。

申告期間 2月1日(月)～3月15日(月)
(土曜・日曜日、祝日を除きますが、2月21日(日)・28日(日)は受け付けします)

受付 午前9時～午後4時
閉場 午後5時(提出のみは午後5時まで)

※午前9時～10時の間は、2階C入口のみ入場できます。

申告会場 イオンモール成田2階 イオンホール

受付方法
混雑を避けるために、入場整理券を配付しますが、LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」し、アプリ内で事前に日時指定の入場整理券を受け取ることもできます。

国税庁ホームページをご利用ください

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」は、金額などを入力すれば自動で申告書が作成できます。その申告書を印刷して書面で提出できるほか、パソコンやスマホなどから電子申告(e-Tax)を利用して確定申告ができます。

「e-Tax」を利用する場合は、マイナンバーカードまたは、ID・パスワードを事前に取得する必要があります。ID・パスワードの取得方法は、税務署職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、希望する方は運転免許証などの本人確認書類をお持ちのうえ、最寄りの税務署にお越しください。

国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/>



成田税務署で確定申告ができるもの

<所得税及び復興特別所得税の還付申告>

給与所得者や年金所得者で確定申告の必要がない方でも、次に該当する場合には確定申告をしないと所得税及び復興特別所得税が還付されることがあります。

- ・住宅をローンなどで購入した。
- ・多額の医療費を支払った。
- ・年末調整で生命保険料など控除の手続ができなかった。
- ・年の途中で退職し、勤務先で年末調整を受けられなかった。

<所得税及び復興特別所得税の確定申告>

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、その年の1月～12月まで、すべての所得から控除を差し引いて計算した所得税額によって、所得税を納付したり還付を受けたりするものです。

令和2年中に次のような所得があった方は、所得税及び復興特別所得税の確定申告をします。

- ・自営や農業などの事業所得があり、各種所得金額の合計が、所得控除金額の合計を超える。
- ・給与収入が2000万円を超える。
- ・給与以外の所得が20万円を超える。
- ・2カ所以上から給与の支払いを受けている。
- ・所得税の源泉徴収を受けない給与がある。

※譲渡所得(土地、建物、株式、ゴルフ会員権など)、青色申告、災害や盗難などの被害による雑損控除・災害減免、新規開業して初めて事業所得を申告する、消費税の申告、住宅借入金等特別控除の1年目、バリアフリー改修や省エネ改修などによる特定増改築等住宅借入金特別控除の申告をする方は、イオンモール成田で申告相談してください。

成田税務署 ☎ 0 4 7 6 - 2 8 - 5 1 5 1